



島根県報

令和7年5月13日（火）

第 6 1 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和7年5月臨時県議会の招集	（財 政 課）	2
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定施業要件の変更	（ ” ）	3

【特定調達公告】

島根県総合文書管理システムサービス利用・運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（総 務 課）	5
アグスタ式A109E型ヘリコプター（J A 02 P C）耐空検査受検整備に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	5

【公安告示】

雑踏警備業務1級検定及び雑踏警備業務2級検定の実施	（警 察 本 部）	8
交通誘導警備業務1級検定及び交通誘導警備業務2級検定の実施	（ ” ）	10

告 示

島根県告示第277号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第3項の規定により、次の事件を付議するため、令和7年5月20日臨時県議会を松江市に招集するので、同法第101条第7項及び第102条第4項の規定により告示する。

令和7年5月13日

島根県知事 丸 山 達 也

付議事件

- 1 常任委員の選任について
 - 2 議会運営委員の選任について
-

島根県告示第278号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年5月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
邑智郡美郷町都賀行86－1、86－2、87－2、816－3、817、819
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
都賀行86－2・87－2・816－3・819（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）
-

島根県告示第279号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年5月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市東出雲町上意東字ユツリハ1319
 - 2 指定の目的
-

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇ユツリハ1319（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第280号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年5月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(7) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

6(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(7) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第 83 号）第 9 条の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 13 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 役務の名称及び数量

島根県総合文書管理システムサービス利用・運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部総務課 島根県松江市殿町 1 番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 7 年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士電機株式会社 代表取締役 近藤 史郎 神奈川県川崎市川崎区田辺新田 1 番 1 号

5 随意契約に係る契約金額

46,923,800 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 13 日

島根県警察本部長 丸 山 直 紀

1 入札に付する事項

(1) 入札の件名

アグスタ式 A109E 型ヘリコプター（J A02 P C）耐空検査受検整備

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 履行期限

令和 8 年 3 月 27 日（金）

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の 5 第 1 項の規定に基づき定める資格は、次のとおりとする。
 - ア 島根県税を滞納していない者であること。
 - イ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - ウ 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第 2 条の 2 に規定する事業の許可及び同法第 9 条に規定する修理方法の認可を受けていること。
 - エ 航空法（昭和27年法律第231号）第20条第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する技術上の基準に適合することについて、アグスタ式 A109E 型の事業所の認定を受けていること。
 - オ アグスタウエストランド（レオナルド・フィンメッカニカ）サービスセンターの認証を取得していること。
 - カ 国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を令和元年度以降において 2 回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。
 - キ 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690－8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課

電話 0852－26－0110（内線 2241、2242）

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和 7 年 6 月 2 日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 交付場所

4 の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和7年6月2日（月）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和7年6月17日（火）午後4時まで

イ 場所

4 の場所

ウ 郵便（簡易書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和7年6月17日（火）午後4時までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年6月18日（水）午前11時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第二小会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61号の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Agusta A109E Helicopter (JA02PC) Airworthiness inspection and maintenance

(2) Time limit for tender: 4:00 p.m. June 17, 2025

(Bids by post must be received by 4:00 p.m. June 17, 2025)

(3) Contact point for the notice: Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510 Japan
TEL: 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第8号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和7年5月13日

島根県公安委員会委員長 藤 田 和 雄

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
雑踏警備業務1級	学科試験	令和7年8月27日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和7年10月15日（水）午前9時から午後5時まで	
雑踏警備業務2級	学科試験	令和7年8月27日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和7年10月1日（水）午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 雑踏警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 雑踏警備業務の管理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

実技試験	○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 雑踏警備業務の管理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
------	---

(2) 雑踏警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 雑踏警備業務1級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務2級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和7年7月28日（月）から同年8月1日（金）までの午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 雑踏警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。た

だし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 雑踏警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し 1通

(4) 検定手数料

13,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

島根県公安委員会告示第9号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和7年5月13日

島根県公安委員会委員長 藤 田 和 雄

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
交通誘導警備業務1級	学科試験	令和7年8月27日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和7年10月8日（水）午前9時から午後5時まで	
交通誘導警備業務2級	学科試験	令和7年8月27日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和7年9月24日（水）午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 交通誘導警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

実技試験	○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
------	---

(2) 交通誘導警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 交通誘導警備業務 1 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 交通誘導警備業務 2 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和7年7月28日（月）から同年8月1日（金）までの午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各

1 通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し 1 通

(4) 検定手数料

14,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。